

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

<p>会 議 名</p>	<p>令和元年度第3回 木津川市行財政改革推進委員会（令和元年度第2回外部評価）</p>		
<p>日 時</p>	<p>令和元年11月19日（火） 午後2時～午後4時02分</p>	<p>場 所</p>	<p>木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室（公開）</p>
<p>出 席 者</p>	<p>委 員 〔出席：■〕 〔欠席：□〕</p>	<p>■澤井委員（会長） □新川委員（副会長） ■可知委員 ■福本委員 ■山岡委員 ■山口委員 ■駕田委員 ■神野委員 ■辻野委員</p>	
	<p>その他出席者</p>	<p>№. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」（社会福祉課） （説明員）大西健康福祉部長、平野社会福祉課長、吉岡課長補佐、炭本係長 №. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」（社会教育課） （説明員）竹本教育部長、西村社会教育課長、吉本係長、南村主任 （傍聴者）8名</p>	
	<p>庶 務</p>	<p>（事務局：総務部財政課行財政改革推進室） 池尻総務部長、城田室長</p>	
<p>議 題</p>	<p>1. 開 会 2. 議 事 （1）令和元年度第2回外部評価 ①№. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」（社会福祉課） ②№. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」（社会教育課） 3. そ の 他 （1）令和元年度第1回外部評価結果集計（速報）について （2）第6期行財政改革推進委員会委員任期の満了について （3）第4回委員会の日程について 4. 閉 会</p>		
<p>会議結果要旨</p>	<p>・次の項目について、令和元年度第2回外部評価を行った。 ○№. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」 ○№. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」</p>		

会議経過要旨

- ◎：議事・進行
- ：質問・意見
- ⇒：説明・回答

1. 開 会

◎辻野委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。

2. 議 事

(1) 令和元年度第2回外部評価

①No. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」（社会福祉課）

◎事務局から外部評価実施要領の説明を受けた後、No. 63について外部評価のヒアリングを行った。

[資料]

令和元年度第2回外部評価資料 No. 63「外郭団体の見直し（社会福祉協議会）」

[概要説明]

説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。

質疑応答など

- 社会福祉協議会がどのような活動を行って成果が出たのか、またその内容に見合った補助金なのか、現在の資料のままでは判断できない。
- ⇒社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、地域の社会福祉を推進することを目的とした団体です。そこで、地域において社会福祉を目的とする事業の企画、実施、地域住民の参加を促進するための援助、調査、普及や宣伝などを行っています。
- 社会福祉協議会の目的については理解している。具体的な成果が見えないため、市のB評価が妥当であるか判断できない。
- 外部評価調査票の調査事項②として、有効性、効率性、市民満足度などの内容が、社会福祉協議会ではなく市の立場からの記述となっているため、実際の事業成果が見えにくくなっているのではないかと懸念する。例に挙げれば、効率性として「現状維持であったため、補助金の増額には至らなかった」となっているが、行財政改革だから全てをコストダウンするというのではなく、社会福祉や子育て施策など市民の満足度に繋がるような活動が成果としてあれば、補助金を増額することもいいのではと考える。私個人としては、知り合いの話などを聞いても、本市の社会福祉協議会は社会福祉事業に熱心に取り組んでいると考えている。取組内容をうまくPRすることで、成果が見えてくるのではないかと懸念する。
- ⇒取組みの成果として特に挙げるとすれば、以前は毎年の協議で定めてきた職員給与費補助金について、平成28年度に補助のための内規を定め

たことは評価できることではないかと考えます。また、地域福祉推進事業費補助金については、高齢者のふれあいサロン、子育てサロン、障害者関係のサロンなどを含め、平成29年度では121であったものが平成30年度では132に増加しており、補助金による活動支援の成果として、地域におけるサロン活動の活性化に繋がっています。これ以外にも数値としては表せないのですが、人どうしの繋がりが広がってきているのではと感じるところもあります。

○私の住む地域では、うたごえサロンなどは近所のお年寄りが喜んで足を運んでいる姿を目にするし、とんど祭りには千人ほどの参加者がいる。地域のふれあいという意味でプラスになっていると考える。

⇒地域によって行う取組みや参加者の違いはありますが、地域での集まりを通して、あらゆる世代が人との繋がりをもつことで、地域としての繋がりを育てることになりますし、社会福祉協議会もその点に力を入れています。

○城山台などの新しい地域における取組みはどうか。

⇒梅美台、州見台、城山台といった新興住宅地においては、勤労している若い世代が多いことから、地域や社会福祉協議会との関係が薄く支部を立ち上げにくいことが現状としてあります。

○どこの団地も高齢化が進んでおり、サロン活動で人の繋がりを作らなければならないと考える。

○社会福祉協議会の事業費のほとんどを人件費が占めるため、それを補助する市の立場も理解できる。外部評価調査票の調査事項②の「適切なプロセス」にもあるように、他課が人件費を含めて社会福祉協議会に対して委託している事業にはどのようなものがあるのか。

⇒関連資料③の参考にありますように、指定管理を行っている老人福祉センター（高齢介護課）のほか、ファミリーサポートセンター（こども宝課）、生活支援体制整備事業（高齢介護課）、その他資料とは別に、配食サービス（高齢介護課）があります。

○同じ表の社協繰入とは何を指すのか。

⇒市からは時間外勤務手当や資格手当に対する補助は行っていないため、不足分を補填するために社会福祉協議会が負担しているお金のことです。

○今挙げられたものは人件費の部分を補助している事業と考えるが、指定管理の老人福祉センターは、人件費を含め総額いくらで委託しているか。

⇒ただ今資料の持ち合わせがないためお答えできませんが、この資料では指定管理者としての全体の委託料のうち、人件費部分を示しています。

○関連資料①の組織図だが、社会福祉協議会の職員数は何人なのか。

⇒全体の人数は把握していませんが、介護保険事業所のほか、委託している人数を除くと21名となります。

○介護保険関係などの業務についても、市の委託を受け、社会福祉協議会の職員が業務を担っており、その中には正職員だけでなく嘱託職員やアルバイトもいるのでは。人件費の補助金というのは、いったい誰に対しての補助なのか。組織図ではその21名はどこに当たるのか。

⇒事務局長1名、事務局次長1名、地域福祉課長1名、嘱託職員1名、アルバイト2名、そして木津・加茂・山城支所ごとに係長1名、主任1名、嘱託職員1名、アルバイト2名となります。なお、年によって、アルバイト数の増加や産前産後休暇を取得する職員などで、人数に増減がありますが、この21人を基準モデルとして補助しています。

○関連資料③における正職員人件費の対象となっている正職員10名というのは、組織図では誰にあたるのか。

⇒基準モデルによる補助であること、手持ち資料で具体的に特定できないことから、組織図でお示しすることが難しいのですが、事務局長、事務局次長、センター長、課長2人、係長1人、主任1人、主事3人合計10人が正職員となります。

○単に補助していますということではなく、補助する立場として深く入り込んで把握することが必要ではないか。

○支所のSCとはどういう職にあたるのか。

⇒総合支援コーディネーターのことです。

○CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を係長としているのはいい。社会福祉協議会ではCSWがキーパーソンになると考えているからであるが、木津川市の社会福祉協議会はよくやっていると思う。ただ、はっきりしない点が多い。

関連資料③において、正職員人件費が10人で約5,399万円、1人当たり約500万円、同様に嘱託職員3人で人件費は1人当たり約200万円、臨時職員賃金も5人で約1,000万円、1人あたり約200万円の補助ということになる。この水準についてはどのように考えているか。

⇒社会福祉協議会では、市の給与表を参考に一定の抑制がなされているものであり、高い水準にないのではと考えます。

○人件費を補助する対象者についての取り決めはあるのか。職員の人数や総額、一定のポジションに配置されているなどの規定はあるのか。

⇒一定のモデル人数を出し、基準としています。

○モデルとはどういったものか。

⇒以前は時間外勤務手当も含め、かつ職員数にも制限を加えることなく、市が給与費補助を行っていましたが、平成28年度からは内規として補助金の基準と上限を定めました。その際、社会福祉協議会と協議の上、正職員9名、嘱託職員4名、臨時職員8名をモデル人数としました。また、補助する給与費としては、全体の人件費から関連資料③の「参考」の委託事業にかかる人件費を除いた額とし、その時点の金額5,597万1千円を上限として決定しました。このモデル人数や補助金はあくま

	<p>でもモデルという位置づけのため、産休などで休職した場合を除き、減額はありません。</p> <p>○そういうことであれば、社会福祉協議会の中で自由に融通できるということになる。</p> <p>⇒そうならないよう、全体から委託事業分の人件費は差し引いて計算しており、補助金が重複したり人件費以外の財源に投入されることはありません。</p> <p>○他市では社会福祉協議会に市職員を派遣しているケースがあるが、木津川市はどうか。派遣することで、社会福祉協議会内部のこともよくわかるようになるメリットもあるが。</p> <p>⇒市職員の派遣は行っておりません。</p> <p>○参考資料の社協ガイドブックに「木津川市地域福祉計画・木津川市地域福祉活動計画」の策定について触れられているが、市と社会福祉協議会が一体となり取り組んでいるのか。また、市は地域福祉計画、社会福祉協議会は地域福祉活動計画の見直しを行うと推測する。評価としては計画に沿って活動した成果を前提とするものであって、補助金についてはその一部にすぎないのではないか。</p> <p>⇒これらの計画は今年が策定年度となっています。社会福祉協議会においても地域の懇談会を開いたり、これまでのサロン活動を検証するなど評価を行い、次の計画に繋げるために、市とともに一体的に計画策定に取り組んでいます。</p> <p>○外部団体の評価の基準は、補助金だけに限定されない。活動計画が達成できているか、市との協働はどうであるかという視点が必要ではないか。その視点がないまま補助金のことを述べられても、市としてそれを交付するための根拠がないということになる。</p> <p>○「思いやり」、「あふれる笑顔」、「ひろがる輪」というすばらしい基本理念があるのだから、これらについてどのような活動を行いどのような成果が出たのかを知りたい。</p> <p>社協ガイドブック 5 ページにあるファミリーサポート事業は、子育てにとって良いアイデアと考える。援助会員と依頼会員の人数はどのくらいか。</p> <p>⇒会員は平成 27 年度では 118 名、平成 30 年度では 236 名と増加しています。</p> <p>○社会福祉協議会の年会費を支払っている世帯はどのくらいの割合がいるのか。</p> <p>⇒全体の納入会費は 989 万 8 千円、件数では 8,792 件となります。世帯数に対する割合については把握していません。</p> <p>○全世界帯に対する納入世帯の割合などを把握し、市の立場として会費の納入に向けた雰囲気醸成や仕組み作りに努めてほしい。</p> <p>⇒会員と会費収入の増加によって、社会福祉協議会の活動にも幅が出ると</p>
--	--

考えます。そのため、社会福祉協議会の広報やホームページなどで会費の納入を呼びかけたり、社会福祉協議会の各支部における活動として会員募集の勧誘をされています。また、市としても社会福祉協議会を知ってもらうことが大切と考え、転入者にはパンフレットを渡したりしています。

○納入された年会費がどのように使用され、市民にどう還元しているのかということが見えない。市としてそういうことも含め、きちんと把握すべきである。

⇒年会費は、サロン開催時のコピーなどの事務費や支部への還元金、広報紙などに使用しているとの報告を受けています。

○項目に対する市の評価はB評価だが、その判断の理由は何か。外部評価調査票では補助金のことが主になっているが、その点の現状維持ができていないからという理由か。

⇒補助金を中心に考えていたのは事実です。以前の事業仕分けにおいて、給与補助金を可能な限り減額するようという指摘があったことから、これについては多くのウェイトを割いて協議を行ってきました。協議を重ねる中で、述べましたモデル人数や補助金の上限について設定し、それが概ね達成できているという点でB評価をつけました。

○人件費には専門職の給与も含まれているものとするが、現在の補助金の水準で専門職が確保できているのかという視点が必要である。前年度と同様で現状維持という評価であれば、抑制が働くため、実際の現場は苦しいのではないかとすることを危惧する。市の基本的な視点を変えないといけない。

⇒社会福祉協議会との毎月の協議を通して、情報交換を行いたいと考えます。

◎外部評価シートに評価を記入した。なお、後日の提出にあつては2週間を目途として事務局へ提出することとした。

②No. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」（社会教育課）

◎No. 87について外部評価のヒアリングを行った。

[資料]

令和元年度第2回外部評価資料 No. 87「公民館講座（受益者負担）の見直し」

[概要説明]

説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。

質疑応答など

○受講者に講師料の一部負担を求める見直しを行うとのことであるが、市の管理する施設の利用料金は全て無料なのか。

⇒南加茂台公民館や西部交流会館といった貸館施設の利用は有料です。各施設の部屋や利用時間によって利用料金の設定があります。

○それでは講座を開催する際は、利用者が利用料金を負担するのか。

⇒公民館講座は市の公民館事業という位置づけのため、施設利用料金に対して利用者の負担はありません。

○それは同じ施設を利用する市民でも、有料と無料の違いが出るということであり、1つの考え方として税の公平性を欠くことになるのではないか。この項目の外部評価は、受益者負担の見直しという視点で候補に選んだが、いまだ講師料の負担を求めるかどうかという段階にあることに驚いた。

○この項目に取り組む課題点は何か。

⇒市の行財政改革を推進する上で、歳出削減と歳入確保が課題としてあったことから、担当課として公民館講座の受益者負担の見直しに取り組むこととしたものです。現在、利用者には、講座で使用する材料の費用負担をお願いしていますが、それ以外にも講座の講師料も負担いただくことができないかと考え、検討したものです。

○講師代の全額を利用者に負担してもらうということか。

⇒負担は全額ではなく、講師料の20%程度の負担をお願いするとして、1人500円と試算しています。

○1人当たりの負担は、講座の受講人数によって変わるのではないか。

⇒受講の実績人数にもよりますが、基本的には講座の募集定員で単価を設定し試算しています。

○プリミティブな質問になるが、本市には貸館施設が多数ある中、南加茂台公民館と東部交流会館でのみ講座が開催されているが、理由は。その他の施設では、自主的なサークル活動に利用されているということか。

⇒市民の方が生涯学習に触れるきっかけ作りとなるように考慮した結果です。公民館講座や生涯学習講座は、講座内容に興味を持った市民の方の集まりがサークルとなり、最終的には自主的な活動に移行することを目標としている側面もあります。市内の貸館を利用しながら、自主的なサークル活動が行われています。

○公民館講座は、市民の意識づけにもなっていることを理解した。

また、関連資料①からは、応募人数が定員を上回っている講座も見受けられる。例えば、16「やさしいパンづくり」、17「はじめてのオカリナ」、22「初心者のウクレレ講座」、24「姿勢改善ウォーキング」などは、定員の倍以上の応募者がある。このような講座に関しては、どのようなフォローを行っているのか。例えば、人数や実施回数を

増やすといったことは行っているのか。

⇒応募者多数の講座につきましては、物理的に講座が開催できるか否かを講師の先生と相談します。料理講座などでは調理台などのスペースに限りがあるため、人数制限を設けなくてはならないこともありますが、講座によっては、先生のご厚意により午前と午後の2回に分けて開催していただけることもあります。また、ダンス講座などでは実施場所があるのであれば、定員以上の受入れが可能なこともあり、いずれの場合も先生と相談することで決定しています。

○応募者多数の場合でも対策を練っていることを理解した。

また、講師料無料の講座というのは大変ありがたいと考えるが、そのような講師はどのようにして発掘するのか。

⇒公民館講座を開催するうちにサークルができ、その中から講師を担える人材が育ってきたもので、サークルの中で講師を決めるという講座では、無料で引き受けていただける場合もあります。

○こんなにも多くの講座があることに感心したが、選定はどのようにして行っているのか。

⇒継続して行っている講座につきましては、受講者にアンケートをとり継続を希望するかを尋ねた上で、希望がない講座は終了します。また、受講者のニーズや世間の流行、他市町村の講座内容などの市場調査を各館スタッフがを行い、スタッフミーティングを経て、最終的には各館の館長が講座計画を立てます。

○公民館講座への受益者負担の導入については、利用者はどの程度内容を知っているのか。

⇒利用者に対する意向確認はまだ行っていません。本格的に導入するのであれば、社会教育委員などから、受益者負担に対する利用者の思いも聞きながら進めたいと考えます。

○利用者には現在の議論の進み具合について、事前に知らせることが必要ではないか。周辺自治体の状況はどうか。

⇒周辺自治体についても、本市と同様、材料費などの直接経費の負担は求めているが、講師料の徴収はしていない自治体が多いようです。

○魅力ある講座であれば、市民も講師料の負担を承諾するという方向になるだろう。

⇒公民館講座の受益者負担の見直しは、市全体が取り組む行財政改革の中で、市民の方に一部負担をお願いしたいということで取り組んでいるものです。しかしそれと同時に、生涯学習講座を考えるにあたり、市民の方が生き生きと暮らすためのきっかけ作りとして、市が負うべき責務もあると考えます。市民の方が自主的にサークル活動として施設の部屋を借り講師の先生を呼ぶのとは違い、市が先導して市民の方の生きがいくりにかかわることには、一定の責任が生じます。その点を踏まえて、受益者負担の見直しにおいても、どれくらいの負担が適切なのか考えていかなければならないと考えます。またご指摘いただいたように、今ま

では無料ということで様々な講座に参加していた方が、有料になることで参加を躊躇してしまう事態も避けなければなりません。こうしたことも踏まえ、進めていかなければならないと考えています。

○公民館事業以外に交流会館でも同じような事業が行われているのか。

⇒関連資料②の7ページから8ページにあるように、東部交流会館では市民講座・生涯学習講座を開催しています。市民講座・生涯学習講座におきましても、基本的には公民館講座と同様の講座を開催し、募集方法なども広報の同じ紙面でお知らせしています。また本市には、東部交流会館の他に中央交流会館と西部交流会館という交流会館がありますが、この2館は指定管理者制度を導入しており、自主事業として各種の講座を展開されています。

○外部評価調査票の2ページにある「1講座の受講料500円徴収」とある。全ての講座で徴収するのか。

⇒受講料無料の講座は青少年を対象にしたものなど、関連資料①の講座区分において「講師料無料」としているものです。これらの講座では受講料は必要ありません。

○講師料として1講座500円の受講料とする根拠は。

⇒講師料と定員について試算したところ、20%ほどの負担率で1人あたり約500円となることがわかりました。払いやすい金額という点からも考え、当初の取組みとして500円を設定しました。

○外部評価調査票にあるように、受益者負担割合についてはまだ方針決定されていないと理解してよいか。

⇒方針はまだ決まっていません。

◎外部評価シートに評価を記入した。なお、後日の提出にあつては2週間を目途として事務局へ提出することとした。

[その他外部評価に関する意見]

○どのような課題があつて結果が出たかをしっかりと提示してもらわないと、表面的な議論しかできない。

⇒次年度に向けて改善していきます。

○困難な作業だが、評価基準についての議論が必要かもしれない。

3. その他

(1) 令和元年度第1回外部評価結果集計(速報)について

(2) 第6期行財政改革推進委員会委員任期の満了について

(3) 第4回委員会の日程について

◎事務局から令和元年度第1回外部評価結果集計(速報)が配付された。

また、令和2年3月31日をもって第6期委員の任期が満了となること

	<p>から、識見委員に対しては再任、公募委員に対しては退任メッセージの依頼があった。双方ともに、後日、事務局から正式に依頼する旨の説明があった。</p> <p>また、令和元年度第4回行財政改革推進委員会の日程については、候補日から選定を行い、改めて日程調整を行うこととした。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>外部評価シートの記入を後日とする場合は、会議後2週間を目途として事務局まで提出する。</p>